



裁判を重ねるたびに、支援の輪が広がっています！

西武バスユニオン組合員に対する 労災保険不支給処分取消請求事件 第4回期日開催！



8月4日 東京地裁前

8月4日「西武バスユニオン組合員に対する労災保険審査行政訴訟裁判」の第4回期日が行われました。原告(組合員側)より、脅迫文と共にロッカーの刃について「パワハラの物的証拠であり、きちんと実物を検証するべきである」と主張しました。裁判所から「検証手続きを経た後、検討します」と一歩前進した回答が得られました。

弁護士からは「組合員を悪い印象にして、何が何でも労災を認めない姿勢が見え見えである。これを跳ねのけるためにも、多くの支援する方が傍聴に来てもらうことが非常に重要である」と、アドバイスをいただきました。

第5回期日は11月10日(月)

11:30から開廷されます！